

兵労発基 0630 第 1 号
令和 3 年 6 月 30 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野 巨利 殿

兵庫労働局長
荒木 祥一

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。